「母子自立支援プログラム策定等事業」一部改正新旧対照表 (案)

○「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」(平成19年4月17日雇児発第0417003号)

新	旧
雇児発第0417003号 平成19年4月17日 一部改正 雇児発第 号 平成 年 月 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	平成19年4月17日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
母子自立支援プログラム策定等事業の実施について	母子自立支援プログラム策定等事業の実施について
今般、児童扶養手当受給者の自立・就業支援の一層の増進を図るため、 従来の「母子自立支援プログラム策定事業」の事業内容の見直しを行い、 別紙「母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱」を定め、平成20年4 月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市(特別区を含む 。)及び福祉事務所設置町村へ周知し、本事業の適性かつ円滑な実施を図 られたく通知する。 なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 また、平成17年3月31日雇児発第0331018号本職通知「母子自立支援プロ グラム策定員の設置について」は、平成19年3月31日付けで廃止する。	

母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱

第1 目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員(以下「策定員」という。)を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、【P】生活保護受給者等就労支援事業(「生活保護受給者等就労支援事業について」(平成20年3月31日付け職発第0331017号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。)及び「「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」(平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。)参照。)(以下「就労支援事業」という。)や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定等事業(以下「事業」という。)<u>について</u>、母子家庭等就業・自立支援センター(以下「センター」という。)、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

第4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

別紙

母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱

第1目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員(以下「策定員」という。)を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労支援事業(「生活保護受給者等就労支援事業について」(平成20年3月31日付け職発第0331017号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。)及び「「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について」(平成17年3月31日付け雇児発第0331019号雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0331011号社会・援護局長連名通知。以下「活用プログラム実施要綱」という。)参照。)(以下「就労支援事業」という。)や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村とし、広域的な対応が適当な地域については、共同実施を行うことができるものとする。

なお、実施主体は、母子自立支援プログラム策定等事業(以下「事業」という。)のうち、母子自立支援プログラム策定事業ついては、母子家庭等就業・自立支援センター(以下「センター」という。)に委託することができる。また、就職準備支援コース事業については、センター、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動法人に委託することができるものとする。

第3 対象者

対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

第4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・修業に向けた課題や阻害要因等を 把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載し たプログラムを策定し支援を行う事業

(2) 就職準備支援コース事業 (1)の対象者のうちで直ちに就業に移行することが困難と判断された者について、ボランティア活動を行うなど就業意欲を醸成するための事業

第5 策定員について

- 1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。
 - (1) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者
 - (2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。
- 2 策定員は、児童扶養手当受給者の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。
- 第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等
- 1 母子自立支援プログラム策定事業について
- (1) 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届 提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等によ り母子自立支援プログラム策定等事業及び生活保護受給者等就労支援 事業を周知するとともに、母子自立支援員、センター等相談窓口へ来所 した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等(以下「相談者」 という。)に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施す ること。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

(1) 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・修業に向けた課題や阻害要因等を 把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定し支援を行う事業

(2) 就職準備支援コース事業 (1)の対象者のうちで直ちに就業に移行することが困難と判断された者について、ボランティア活動を行うなど就業意欲を醸成するための事業

第5 策定員について

- 1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。
 - (1) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)の職員OBや企業 の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者
 - (2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。
- 2 策定員は、児童扶養手当受給者の利便性等にも配慮して、福祉事務所、センター等に配置又は駐在することとし、策定員がセンターに置かれる場合など1か所で複数の福祉事務所を管轄する時は、策定員の担当する福祉事務所の管轄区域を事前に定めておくこと。
- 第6 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等
 - 1 母子自立支援プログラム策定事業について
 - (1) 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届 提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等によ り母子自立支援プログラム策定等事業及び生活保護受給者等就労支援 事業を周知するとともに、母子自立支援員、センター等相談窓口へ来所 した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等(以下「相談者」 という。)に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施す ること。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うこと。

(2) プログラムについて

ア プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、相談者ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できるよう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

- (7)生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- (4)本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- (ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容
- (エ)自立目標
- (オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等 に対する評価
- (カ) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対 応等の内容

イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、就職準備支援コース事業をはじめ、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じ母子自立支援員等の意見等も参考すること。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の 決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても 差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラム を必ず上司に報告すること。

(3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所 との連携による就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、 就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援 を行うこととする。【P】また、就労支援事業を活用することが望

(2) プログラムについて

ア プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、相談者ごとにプログラムを策定すること。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できるよう定めること。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けないこと。なお、別紙様式例を参考にされたい。

- (ア)生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- (4)本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- (ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容
- (エ)自立目標
- (t) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等 に対する評価
- (カ)面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮 するとともに、相談者に対して、就職準備支援コース事業をはじ め、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等の就 業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、 必要に応じ母子自立支援員等の意見等も参考すること。この場合 において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の 配慮を行うこと。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の 決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても 差し支えないこととする。また、策定員は、策定したプログラム を必ず上司に報告すること。

(3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所 との連携による就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、 就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援 を行うこととする。また、就労支援事業を活用することが望まし ましいと考えられる相談者(生活保護受給者等就労支援事業実施要領(職業安定局長通知別添。以下「就労支援事業実施要領」という。)の5に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。)については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 支援対象者については、就労支援事業実施要領及び活用 プログラム実施要綱に従い、就労支援事業についての説明 や 意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネータ ーと 事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A (就労 支援事業実施要領別添4から別添6参照。)を別に作 成する こととする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の 提供について就労支援事業対象者の同意を得るものとする。 イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム(就労支援 事業実施要領別添2参照。)の構成員として、安定所の生活 保護受給者等就労支援事業担当責任者及びナビゲーターと ともに、就労支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務 所 等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就 労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することと する。

ウ 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行 う担当者を決める等し、支援開始後も安定所との連絡調整 が円滑に進むよう努めること。

2 就職準備支援コース事業について

就職準備支援コース事業(以下「コース事業」という。)は、長期間実社会と距離を置いていたこと等により、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し地域との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

コース事業の実施に当たっては、当該事業による支援の有効性について十分検討することとし、自立に向けた支援が計画的に行われるよう配慮するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 対象者1人当たりの支援期間は3か月間とし、1か月ごとに 最低1回以上支援結果について評価を行うこととする。また、 評価した結果、就業支援への移行が困難であると判断された場合には いと考えられる相談者(生活保護受給者等就労支援事業実施要領 (職業安定局長通知別添。以下「就労支援事業実施要領」という。)の5に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。) については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 支援対象者については、就労支援事業実施要領及び活用 プログラム実施要綱に従い、就労支援事業についての説明 や 意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネータ ーと 事前に相談・調整の上、要請書、総括表及び個人票A (就労 支援事業実施要領別添4から別添6参照。)を別に作 成する こととする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の 提供について就労支援事業対象者の同意を得るものとする。 イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム(就労支援 事業実施要領別添2参照。)の構成員として、安定所の生活 保護受給者等就労支援事業担当責任者及びナビゲーターと ともに、就労支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務 所 等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就 労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することと する。

ウ 母子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行 う担当者を決める等し、支援開始後も安定所との連絡調整 が円滑に進むよう努めること。

2 就職準備支援コース事業について

就職準備支援コース事業(以下「コース事業」という。)は、長期間実社会と距離を置いていたこと等により、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し地域との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

コース事業の実施に当たっては、当該事業による支援の有効性について十分検討することとし、自立に向けた支援が計画的に行われるよう配慮するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 対象者1人当たりの支援期間は3か月間とし、1か月ごとに 最低1回以上支援結果について評価を行うこととする。また、 評価した結果、就業支援への移行が困難であると判断された場合には 、プログラムの内容を見直すこととし、効率的・効果的な支援になるようにする。

(2) 対象者の状況に応じた支援ができるよう、利用者の状況に応じてコース分けをすること。また、支援内容等については、以下のアからウを参考としつつ、地域の社会資源の状況等を踏まえたその地域の実情に合ったものとすること。

ア 地域参加支援コース

日常生活で孤立しがちな<u>対象者に</u>、必要に応じ家庭訪問を 行うとともに、

- (ア)親子サロン(クリスマス会、ボーリング大会等)
- (イ)親子料理教室(お菓子作り等)
- (ウ) 野外活動 (スポーツ大会、ピクニック等) 等への参加を促し、様々な人たちと交流することにより、地域への参加を促す。
- イ 社会生活支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起する。

- (7)保育所、放課後児童クラブ等における児童の遊び相手
- (イ)老人ホーム、グループホームの入所者、障害者作業所利用 者、一人暮らしの高齢者等の話し相手
- (ウ) 視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに文学作品を朗読したものを吹き込む 等

ウ 就業支援コース

就業体験の場の提供を行い、就業意欲を醸成する。

- (ア)保育所、放課後児童クラブ等における児童の遊び相手
- (イ)老人ホーム、グループホーム、障害者作業所、一人暮らし の高齢者宅等における作業支援や家事支援
- (ウ) 母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業体験
- (エ)図書館における図書の整理等

3 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

また、当該事業による支援が必要と思われる者がハローワークに直接来訪した際は、ハローワークから策定員につなぐよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこととする。

、プログラムの内容を見直すこととし、効率的・効果的な支援になるようにする。

(2) 母子家庭の母の状況に応じた支援ができるよう、利用者の状況に応じてコース分けをすること。また、支援内容等については、以下のアからウを参考としつつ、地域の社会資源の状況等を踏まえたその地域の実情に合ったものとすること。

ア 地域参加支援コース

日常生活で孤立しがちな<u>母子家庭の母を対象に</u>、必要に応じ家庭訪問を行うとともに、

- (ア)親子サロン(クリスマス会、ボーリング大会等)
- (イ)親子料理教室(お菓子作り等)
- (ウ) 野外活動 (スポーツ大会、ピクニック等) 等への参加を促し、様々な人たちと交流することにより、地域への参加を促す。

イ 社会生活支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起する。

- (ア)保育所、放課後児童クラブ等における児童の遊び相手
- (イ)老人ホーム、グループホームの入所者、障害者作業所利用者、一人暮らしの高齢者等の話し相手
- (ウ) 視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに文学作品を朗読したものを吹き込む 等

ウ 就業支援コース

就業体験の場の提供を行い、就業意欲を醸成する。

- (ア)保育所、放課後児童クラブ等における児童の遊び相手
- (4) 老人ホーム、グループホーム、障害者作業所、一人暮らし の高齢者宅等における作業支援や家事支援
- (ウ) 母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業体験
- (エ)図書館における図書の整理等

3 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。

また、当該事業による支援が必要と思われる者がハローワークに直接来訪した際は、ハローワークから策定員につなぐよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこととする。

4 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

5 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第8 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

4 状況の把握

策定員は、母子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

5 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第8 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。